

提 案 書

平成19年9月7日

総務省情報通信政策局地上放送課 殿

〒 552-0007

大阪市港区弁天1丁目2-4

大阪放送株式会社

代表取締役社長 さとう けんぞう 佐藤 賢三

電話:

メール:

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

1 制度分野

デジタルラジオは、地域における生活者の生命と財産を守り、安心と安全に係る情報を公平に提供するという基幹的メディアとしての役割を有している。アナログラジオも同様であるが、デジタルラジオにおいては音声以外のデータを付加することで、放送の役割にさらに直結した活動を展開することが可能となる。

また、放送の基礎単位は「県」であり、その中で生活情報や文化情報が流通し活性化している。しかし、都市圏での生活者は「県」を跨いで活動している。県域の情報を隣接した広域の中で共有するには現行制度の県域・広域の維持が望ましい。

放送の責任に根ざした情報伝達の確立と、言論と表現の自由を確保するためには、既存音声事業者の活動の蓄積を十分に考慮され、チャンネル単位での免許交付が肝要と考える。

2 技術分野

情報通信審議会での審議を経て、ISDB-T_{SB}が移動体・携帯向け放送の日本の標準方式として既に規定されている。さらに、地上デジタルテレビジョンの放送方式ISDB-Tと技術的共用化が図られており、安価な受信機の広範な普及を促すには仕様の統一が重要と考える。このことは国際競争力の強化にも貢献する。

3 ビジネスモデル分野

既存の音声事業者として聴取者全体の望む放送を考えると、地域文化を育て発展させていく使命も担っている。経済効果を見ない事業運営はあり得ないが、地域において文化活動や社会活動に寄与することは放送の責任の一つと考える。

無料放送とし、広告収入による事業展開を基本とする。ただし現行の広告の延長だけでなく、通信との連携などデジタルの特長を活用した広告手法やコンテンツ提供など、デジタル時代に合致した新たなビジネスの展開も必要である。

4 その他

都市おけるAMラジオの難聴は、リスナーへの公平な放送サービスの提供を阻害するのみでなく、事業者としての根幹を揺るがす状況にまで逼迫している。デジタルラジオにアナログラジオの補完的機能を持たせることで、デジタルとアナログの放送効果を相互に高めることは重要と思われる。将来において、アナログからデジタルへの緩やかな移行も含めて、アナログラジオの在るべき方向性も課題の一部に含まれることを希望する。

本懇談会において、先ずデジタルラジオの帯域を優先確保していただきたい。ここまで述べてきたよう、地域社会において責任と信頼の厚い基幹的メディアとして、その役割を永続的に確立するためには効果的施策と考える。